

特別児童扶養手当・特別障害者手当

障害児福祉手当のお知らせ

特別児童扶養手当

〔対象〕 精神または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭において監護している父、もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している方を対象とし、申請が必要です。

◆手当の対象となる児童の障害の程度
○特別児童扶養手当1級
・身体障害者手帳の判定がおおむね1・2級(内部的疾患含む)程度に該当するもの
・療育手帳の判定がA・A程度の知的障害である場合、または同程度の精神障害がある場合
○特別児童扶養手当2級
・身体障害者手帳の判定がおおむね3級(内部的疾患含む)程度に該当するもの
・療育手帳の判定がB程度の知的障害である場合、または同程度の精神障害がある場合
※ただし、次の場合は受給する資格がありません。
①児童および父、母または養育者が

日本国内に住んでいないとき
②児童が障害による公的年金を受け取ることができるとき
③児童が児童福祉施設(保育園・通園施設・肢体不自由児施設への短期母子入所を除く)に入所しているとき

〔特別児童扶養手当の額および支払日〕

手当の額は認定請求をした日の属する翌月分から左記の額が支給されます。ただし、前年の所得(課税台帳による)が表の所得制限限度額以上の方はその年度(8月から翌年7月まで)手当が停止されます。

◆手当の額

等級月額(児童1人につき)

1級:5万7500円

2級:3万3800円

◆手当の支払日(11日が土・日・祝日の場合はその前営業日)

支払期:支払日(支給対象月)

4月期:4月11日(12・3月分)

8月期:8月11日(4・7月分)

12月期:11月11日(8・11月分)

〔所得による支給制限〕

請求者(本人)や配偶者および扶養

所得制限限度額表

扶養親族の数	請求者(本人)	配偶者および扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
4人	6,116,000円	7,175,000円
5人以上	以下380,000円 ずつ加算	以下213,000円 ずつ加算

※この表は平成22年6月までに認定請求する場合のものです。

義務者の所得が限度額以上である場合は、その年度(8月から翌年7月まで)の手当が支給停止となります。

〔手当を受けるための手続き〕

手当を受けるためには、市社会福祉課窓口にて次の書類を添えて申請してください。知事の認定を受けることにより、県から手当が支給されます。

◆添付する書類

①請求者と対象児童の戸籍謄本(抄本)外国人の方は、登録済記載事項証明書

②請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票

※①および②の発行日は認定請求から1カ月以内のものを添付してください。

③所定の診断書(市社会福祉課窓口にあります)

診断書は申請日から起算して2カ月以内のものを添付してください。ただし、次の場合は診断書の添付を省略できる場合がありますので窓口にご連絡ください。

・療育手帳の判定がA・A

・身体障害者手帳(内部障害を除く)の等級が1・2・3級(下肢障害については4級の一部を含む)

④その他必要な書類

金融機関通帳(手当の受給は口座振込が便利です。必ず請求者本人の口座名義のものをもちってください。児童の口座には振り込みできません)☆手続き・お問い合わせは、市社会福祉課の窓口となります。

障害児福祉手当

【障害児（身体・知的・精神）】

【身体·知的·精神】

の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が①く

別な介護を要する方

⑦精神の障害であつて①～⑥と同程度以上と認められる程度の方

2. 1の障害と同程度以上と認められる程度の方

〈支給制限〉

①受給資格者またはその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が

一定金額以上であるとき(受給資格者の所得には非課税である障害基礎年金を含みます)

②身体障害者更生施設などの社会福祉施設に入所している方

③病院または診療所に3カ月を超えて入院している方

〔支給月〕 手当の支払い月は、2月・5月・8月・11月です。

〔申請窓口〕 市社会福祉課（手当を受けるには所定の書類を提出し、

認定請求が必要です

③障害を支給事由とする年金給付を受けている方

〔支給額〕	1万4380円(月額)
〔支給月〕	手当の支払い月は、2月・

② 肢体不自由児施設などに入所している方

5月・8月・11月です。

〈申請窓口〉 市社会福祉課(手当を
受けるには、所定の書類を提出

● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

特別企画 重宝三白の昇代記 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

一特別児童扶養手当の所得状況

● 届および特別障害者手当・障

害児福祉手当・経過的福祉手当
の所得状況届・現況届について

対象者の手当支給の可否を確認するため、現況調査を実施します。届け出がないと、8月分以降の手当の支給が停止になります。また、特別児童扶養手当については、2年間届け出をしない場合は、受給資

格がなくなることがありますので、対象者の皆さんは、郵送した書類

を期日中に必ず提出してください。

提出期間 【特別児童扶養手当】8月11日(火)～28日(金)、【特別障害者手当・障害児福祉手当・経

過的福祉手当】8月11日(火)～

9月10日(木)※土・日曜除く。
※8月中旬になっても書類が届かない場合は、ご連絡ください。

問い合わせ 市社会福祉課 ☎ 内線1711～1712